



島根県報

平成25年4月2日（火）

第2,483号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
保安林の指定(2件)	(森林整備課)	2
保安林の指定の解除	(〃)	3
島根県土地利用基本計画の一部変更	(用地対策課)	3
宅地建物取引主任者資格試験に係る指定試験機関の名称の変更	(建築住宅課)	3

【公 告】

島根県総合文書管理システムの更新に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(総務課)	4
河川法の規定による簡易代執行の実施	(河川課)	8

告 示**島根県告示第234号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 あすな ろ会	特定施設入居者生活介護	ケアハウスあすなろ	出雲市白枝町396-2	平成25年4月 1日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字カジャ谷598、宇鶴巻607、宇池頭2636-1、宇畑垣2644-1、2645、2649、2651から2653まで、2653-1、2655

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀932-1、1411-1、1411-3、1417から1419まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第237号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964-10、964-11、965-11、971-2、弥栄町栃木1163-9、1163-10

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964-12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第238号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに出雲市役所及び大田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市及び大田市の一部

島根県告示第239号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称		主たる事務所の所在地	試験事務を取り扱う事務所の所在地	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後			
財団法人不動産適正取引推進機構	一般財団法人不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	平成25年4月1日

公 告

島根県総合文書管理システムの更新に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県総合文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）の更新に係る提案競技

(2) 概要

ア 既存データの新文書管理システムへの移行

イ 文書管理システムの開発

ウ 職員研修

エ 新システムのクラウドサービス利用

(3) 仕様

「島根県総合文書管理システム更新に係る提案競技仕様書」による。

(4) 提案価格の上限額

合計額は208,375,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、このうち、平成25年度は43,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、平成26年度以降は、年間33,075,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 提案価格の考え方

新システムの開発及びデータの移行、職員研修に係る費用は、平成25年度の経費に含めるものとする。

また、新システムのクラウドサービス利用に係る経費は、平成26年度以降の経費に含めるものとする。

2 完了期限及び賃貸借期間

(1) 文書管理システム更新業務（データの移行及び設定並びに職員研修を含む。）

完了期限 平成26年3月31日

(2) システムのサービス利用

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、文書管理システムを構築した実績があり、かつ、過去において新たに構築したシステムへのデータ移行を実施した実績を有すること。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)アからオに該当すること。

エ 構成員の一部が(1)カに該当すること。

オ 構成員は、他の共同体の構成員でないこと。

4 提案競技実施要領等の配付

(1) 配付期間

平成25年4月2日（火）から同月24日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配付場所

総務部総務課情報公開・文書グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁第3分庁舎1階）

(3) 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認められたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書（様式1） 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は構成員全てについて各1部）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は構成員全てについて各1部）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、全庁的な文書管理システムを構築し、かつ、過去において新たに構築したシステムへのデータ移行を実施した実績書（様式2）

ク 担当者届（様式3）

ケ 委任状（様式4）

コ 構築業務従事予定者職務経歴書（様式8）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成25年4月24日（水）午後5時までに提出すること。

なお、郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成25年4月30日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書（様式5）により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6140

電子メール soumu@pref.shimane.lg.jp

(3) 送付期限

平成25年4月15日（月）午後5時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、平成25年4月19日（金）までに提案競技実施要領配付者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年5月13日（月）午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ。

9 提案の選定方法

(1) 別に設置する「島根県総合文書管理システム更新に係る提案競技審査委員会」において選定するものとする。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの開発・運用経費に関する項目

イ システムの機能に関する項目

文書事務の効率化が図られる機能を有しているか。

ウ システムの操作性に関する項目

職員が利用しやすい画面構成、操作手順となっているか。

エ システムの拡張性に関する項目

システムの機能拡大、容量拡大等に対して柔軟に対応できるか。

オ システムの性能・構成に関する項目

全職員が快適に利用できるシステムの構成となっているか。

また、常時安定して稼働できるシステムの構成となっているか。

カ 他の情報通信システムとの連携

連携に必要な機能を有しているか。

キ システムの運用・保守に関する項目

災害や障害発生時に早急に対応できる体制がとられているか。

また、日常保守及び職員からの問合せの対応が的確に行える体制がとられているか。

ク セキュリティ対策に関する項目

データを安全に保護する対策がとられているか。また、十分なウイルス対策がとられているか。

ケ システム開発体制に関する項目

平成26年4月1日に確実に運用開始できるスケジュールとなっているか。

また、提案者の開発体制、開発方法、データ移行方法（総務省が推進する「中間標準レイアウト仕様」の利活用など）及び職員への操作教育に問題はないか。

コ その他の項目

島根県内の地域振興に寄与しているか。（島根県内企業、プログラミング言語Rubyの利用など）

(2) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局（総務部総務課）によるヒアリング並びに審査委員会審査会及び幹事会によるプレゼンテーションの依頼を行う。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格がない者が提案したとき。

- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課情報公開・文書グループ

電話 0852-22-6139

F A X 0852-22-6140

電子メール soumu@pref.shimane.lg.jp

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Updating a computer system to manage documents, 1 set (System migration, system development, operation and maintenance, operative support etc.)
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 17:00 May 13, 2013
- (3) Contact point for the notice: Shimane Prefectural Government, Department Of General Affairs General Affairs Division 1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6139

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成25年4月14日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは

委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築南、修理免地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 神光寺橋上流約105メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) 神光寺橋上流約75メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) 宇迦橋下流約35メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632